

令和7年度土佐清水ジオパーク活動支援事業助成金募集要項

(一社) 土佐清水ジオパーク推進協議会

2025年 4月 22日

土佐清水ジオパークエリアにおける研究、保全、普及・啓発等のジオパーク活動の活性化を図ることを目的として、土佐清水ジオパークエリアを対象とした活動に必要な経費を助成します。

1. 助成対象事業

- ① 学術研究事業 土佐清水ジオパークエリアを対象に行なわれる調査・研究事業
 - (1) 地球科学に関する調査研究
 - (2) 動植物に関する調査研究
 - (3) 歴史・文化等に関する調査研究
 - (4) ジオパーク活動を通じた観光、地域づくり、地域経済に係る調査研究
 - (5) その他協議会理事長が認める調査研究
- ② 地域資源保全事業 土佐清水ジオパークエリアを対象に行なわれる貴重な地域資源の保全事業
 - (1) 地質・地形の保全
 - (2) 地域固有の貴重な生態系の保全
 - (3) 歴史的、文化的価値のある建造物や景観の保全
 - (4) 地域の歴史・文化に係る無形文化財の保全
 - (5) その他協議会理事長が認める保全活動
- ③ 普及・啓発事業 土佐清水ジオパークの普及・啓発事業
 - (1) 教育・啓発活動
 - (2) ジオパークによる地場産業の振興に係る活動
 - (3) 土佐清水ジオパークのプロモーションに係る活動
 - (4) その他協議会理事長が認める普及・啓発活動

2. 助成対象者、助成要件、対象経費

(1) 対象者

次のいずれかに該当する個人もしくはグループとする。

- ① 学術研究事業
研究機関に所属する研究者
学会発表や論文執筆に意欲のある学生（高校生、大学生、大学院生等）
その他（一社）土佐清水ジオパーク推進協議会理事長が認めた研究者など
- ② 地域資源保全事業
土佐清水ジオパークエリアにおいて地域資源の保全を行う者
- ③ 普及・啓発事業
土佐清水ジオパークエリア内外で土佐清水ジオパークの普及・啓発事業を行う者

(2) 助成要件

各々の事業について次の全ての要件を満たすこと。

- ① 学術研究事業
 - ・ 土佐清水ジオパークにおいて、学術資料として活用できる成果が見込まれるもの
 - ・ 研究成果として、学会や学術誌等で発表できるものであること

- ② 地域資源保全事業
 - ・事業実施主体としての体制が整っていること
 - ・事業計画の内容が適正なうえ、高い持続性があり、地域への保全意識の浸透が見込まれるもの
- ③ 普及・啓発事業
 - ・事業実施主体としての体制が整っていること
 - ・土佐清水ジオパークの普及・啓発に寄与すること

(3) 助成対象経費

調査・研究に要する経費

- ① 調査研究地までの交通費
ガソリン代は調査に要したもののみを対象とする。
- ② 調査研究のための宿泊費
土佐清水市内の宿泊施設利用分のみを対象とする。教育機関に所属する学生については海洋生物研究施設「じんべえ館」の利用を推奨する。
- ③ 調査研究のための物品購入に要する経費
- ④ その他研究活動に要する経費で協議会会長が認めるもの

3. 助成金額

予算の範囲内で、1件あたり10万円以内。ただし、助成対象研究は1助成対象者につき1件とする。

4. 応募方法

次の書類を直接協議会に持参するか、郵送、宅配またはeメールで送付してください。

- (1) 応募用紙
- (2) 企画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（応募用紙別紙1）
- (4) 経歴書（応募用紙別紙2）
- (5) その他必要書類

※様式等は土佐清水ジオパーク推進協議会ウェブサイトに掲載した「土佐清水ジオパーク活動支援事業 応募用紙」を使用してください。

【送付先】（一社）土佐清水ジオパーク推進協議会 事務局

〒787-0450 高知県土佐清水市三崎 4032-2 竜串ビジターセンターうみのわ内

TEL：0880-87-9590 FAX：0880-87-9595 E-MAIL：team_geo@tosashimizu-geo.jp

5. 募集期間

令和7年4月22日（火）～5月31日（土） 期間内必着とする。

6. 選考審査

土佐清水ジオパーク推進協議会で選考審査を行います。6月初旬を目途に採択の可否を通知します。

7. 交付申請

採択となった事業の応募者は、要綱第5条により交付申請書（様式第1号）を提出してください。

い。申請内容を精査の上、6月中を目途に助成金の交付を決定します。

8. 実績報告

助成事業完了後、次の書類を令和8年2月28日（土）までに提出してください。

- （1）土佐清水ジオパーク活動支援事業実績報告書（要綱様式第5号）
- （2）事業の成果概要（要綱様式第5号別記5－1）
- （3）収支決算書（要綱様式第5号別記5－2）
- （4）活動の様子がわかる書類
- （5）領収書または支払いを証明する書類の写し
- （6）その他資料

9. 助成金の支払い

実績報告書等を精査して、助成金の額を通知します。通知を受けた額を要綱様式第7号により請求してください。

10. 活動発表

多くの方にジオパークの取り組みを知ってもらうため、活動事例発表会への参加や、広報物への執筆の依頼等をする場合がございますので、ご協力をお願いします。

11. その他

- （1）助成金の交付に関する詳細、申請様式については、「土佐清水ジオパーク活動支援事業助成金交付要綱」によります。
- （2）交付決定後、実施者の氏名、所属、事業の概要を土佐清水ジオパーク協議会のウェブサイトで公開します。
- （3）事業実施期間の途中で、活動の様子や活動内容の報告を求めることがあります。
- （4）実績報告書提出後には、活動の成果概要を土佐清水ジオパーク推進協議会ウェブサイトに掲載する予定です。
- （5）助成金を使って行われた研究の成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本助成金を使用した旨明記してください。
- （6）事業終了後、次年度の所属先と連絡可能な連絡先をお知らせください。